

千葉市メンター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、メンター制度の実施につき必要な事項を定めることにより、新規採用職員を円滑かつ効果的に育成指導し、千葉市職員としての自覚と職場への早期の適応を促進するとともに、メンターを務める職員の育成指導能力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「メンター」とは、新規採用職員の職場における育成指導（以下単に「育成指導」という。）を担当する者として、所属長から指名された職員をいう。
2 この要綱において、「メンティ」とは、メンターによる育成指導を受ける新規採用職員をいう。

(メンターの任期)

第3条 メンターの任期は、原則として、メンティが採用された日から1年間とする。
2 前項の規定に関わらず、メンティが年度中途に採用された者であるときは、所属長は、人材育成課長と協議の上、当該メンティの有する能力、経験等を勘案し、メンターの任期を短縮、または延長することができる。

(メンターの役割)

第4条 メンターは、所属長、主査等と連携し、メンティが有する能力、経験等に応じて、次の事項に係る育成指導を行う。
(1) メンティの担当業務の遂行に必要な知識及び技能に関すること。
(2) 職員として必要な心構え及び態度並びに遵守すべき規律に関すること。
2 メンターはメンティから相談を受けたときは、必要に応じて、所属長、または主査等に報告するなど、職場全体で対応する。

(メンターの指名)

第5条 所属長は、第1条の規定による目的及び第4条の規定によるメンターの役割を踏まえ、原則としてメンティと同じ班に所属する職員から、メンターを指名するものとする。ただし、組織体制の実情等によりこれによりがたいときは、他の者を指名することができる。
2 所属長は、前項の規定によりメンターを指名するときは、主査等と相談の上、選定するものとする。
3 所属長は、第1項の規定によるメンターの指名に当たっては、当該メンターに対し、第1条の規定による目的及び第4条の規定によるメンターの役割について、十分に説明し、理解を得なければならない。

(メンターの変更)

第6条 所属長は、第1条の目的を達成するために必要と判断したときは、人材育成課長と協議の上、メンターの指名を取り消し、新たに他の職員をメンターとして指名することができる。

(新規採用職員指導計画書)

第7条 所属長、主査等及びメンターは、人材育成課長が別に定めるところにより、新規採用職員指導計画書(以下「計画書」という。)を作成し、これに基づいて計画的な育成指導を行うものとする。

- 2 所属長、主査等及びメンターは、定期的に育成指導の進捗状況を確認し、必要に応じて、育成指導の内容、方法等を改善するものとする。
- 3 前項の規定による進捗状況の確認に当たっては、原則として、メンター、メンティ及び主査等の三者による面談を行うものとする。
- 4 計画書は、メンター、メンティ、主査等及び所属長の四者が共有するものとする。

(所属長及び主査等の役割)

第8条 所属長及び主査等は、育成指導の当事者として、育成指導の進捗状況を常に把握し、メンターに過大な負担がかかることがないように適切な指導、助言等を行うとともに、必要に応じて、自ら育成指導を行わなければならない。

- 2 所属長及び主査等は、育成指導が円滑かつ効果的に行われるよう、事務分担、座席配置等の職場環境の整備について配慮しなければならない。

(人材育成課の役割)

第9条 人材育成課長は、本制度の運用状況を適切に把握し、第1条の目的を達成するために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 人材育成課長は、メンターに対し、第4条に規定する役割を果たすために必要な能力を習得させるための研修を実施しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、メンター制度の実施につき必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。